



宮 崎 県 公 報

平成23年12月1日(木曜日) 第 2342 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	頁
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 1	
○道路の区域の変更 (3 件) …… (“) 1	

○道路の供用の開始 (2 件) …… (道路保全課) 2	公 告
○歯科技工士国家試験の実施…………… (医療業務課) 2	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 3	
○争議行為の通知…………… (労働政策課) 3	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3	

告 示

宮崎県告示第 972号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-37	映画	変態女課長 陵辱ぶち込む	国沢組 <オーピー映画>	平成23年11月21日
23 -38	映画	三十路妻 濃蜜な夜のご奉仕	関根組 <オーピー映画>	
23 -39	映画	愛いろいろ-Lovely family-	池島組 <オーピー映画>	
23 -40	映画	どスケベ検査 ナース爆乳責め	加藤組 <オーピー映画>	
23 -41	映画	痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝	後藤組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 973号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成23年12月1日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

			下 712番 3 地先から同 市同大字字 城平2176番 1地先まで		
--	--	--	--	--	--

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市大字 跡江字坂ノ	42.8~ 92.3	1019.1

宮崎県告示第 974号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月1日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字旧城内 6919番2地 先から同郡 同町同大字 同字6936番 1地先まで	旧	11.0～ 23.0	55.0
				新	11.0～ 41.0	

宮崎県告示第 975号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 1 日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市大字 幸脇字飯谷 1871番1地 先から同市 同大字字陰 平1507番1 地先まで	旧	4.5 ～ 25.4	628.3
				新	6.7 ～ 80.0	

宮崎県告示第 976号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 1 日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字鴨目 ヶ廻5629番 2地先から 同市同大字 字本村1059 番1地先ま で	旧	6.0 ～ 16.2	582.0
				新	11.0～ 20.0	

宮崎県告示第 977号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 1 日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字旧城内 6919番2地 先から同郡 同町同大字 同字6936番 1地先まで	平成23年12月 1 日

宮崎県告示第 978号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 1 日から平成23年12月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字鴨目 ヶ廻5629番 2地先から 同市同大字 字本村1059 番1地先ま で	平成23年12月 1 日

公 告

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第 1 項及び第 2 項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の期日
学説試験 平成24年 2 月14日（火曜日）
実地試験 平成24年 2 月15日（水曜日）
- 2 試験の場所

学説試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号
宮崎歯科技術専門学校
実地試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号
宮崎歯科技術専門学校

3 受験願書の受付期間

平成24年1月11日（水曜日）から1月20日（金曜日）まで（郵送の場合は、1月20日付けの消印のあるものまで有効とする。）

4 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する保健所（県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療業務課）

5 その他

詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7055）に問い合わせること。

保安林の平成23年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	526.79
北川土流	土砂流出防備保安林	85.40
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,841.79
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	109.87
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.24
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	956.78
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	19.72
五十鈴川干害	干害防備保安林	18.30
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,946.59
耳川土流	土砂流出防備保安林	81.59
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	231.17
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.48
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,350.46
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	74.33
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.30
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	877.33
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.98
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.36
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	641.59
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	55.70
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	9.80
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,270.19
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	162.60
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	12.96

大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,595.61
本庄川土流	土砂流出防備保安林	10.20
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.72
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	842.07
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	58.58
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.25
広渡川水かん	水源かん養保安林	512.49
広渡川土流	土砂流出防備保安林	123.26
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	223.60
福島川土流	土砂流出防備保安林	11.64
福島川干害	干害防備保安林	3.51

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 争議行為の目的
冬季一時金および諸要求について
- 2 争議行為の日時
平成23年12月 2 日午前 8 時30分から10時30分まで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171
宮崎生協病院内
- 4 争議行為の概要
全面ストライキ

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（数値写真撮影、数値図化、数値修正図化）
- 2 作業期間
平成23年 9 月26日から平成24年 2 月29日まで
- 3 作業地域
高千穂町、五ヶ瀬町

--	--